

# 奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金

奈井江町では、仕入・資材等の高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため給付金を給付します。

（この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。）

## 給付額

法人、個人事業主を問わず **15万円**

## 給付対象の主な要件

### 【仕入・資材・エネルギー価格等の高騰】

2026年1月～同年6月までのいずれかの月に購入した仕入・資材・エネルギー等の単価が、2025年1月～同年12月までのいずれかの月の単価よりも増加していること

### 【その他の要件】

1. 基準月（2025年1月から同年12月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から継続して事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
2. 法人の場合は、
  - ①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
3. 町内に事務所または事業所があり、町税等の滞納がない方・暴力団等ではない方
4. 「奈井江町医療・福祉・介護事業者物価高騰対策支援(追加)給付金」を受給する事業者ではない方

※農業者（法人・個人経営）も対象となります。

※詳しくは、町ホームページの申請要領をご確認ください。

## 申請書類・申請方法

### ■申請書の取得・申請方法

- ・原則として町ホームページから申請書様式を取得し、窓口、郵送、電子メールで申請していただきます。（必要書類は裏面をご確認ください）

## 申請受付期間

令和8年（2026年）3月2日（月）～ 令和8年 **7月31日（金）** ※期限必着

## 問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要）

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

電話 0125-65-2118 メール shoko@town.naie.lg.jp

（支援金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

# 奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金 必要書類 一覧

申請書類	中小・小規模事業者 者（法人）	個人事業主
申請書（町様式）	○	○
確定申告書別表一の写し（基準月が含まれるもの）※	○	
確定申告書第一表の写し（基準月が含まれるもの）※		○
所得税青色申告決算書または 収支内訳書（白色申告の確定申告書類）の写し※		○
損益計算書（基準月が含まれるもの）※	○	
請求書等（申請する原材料等の請求書等）の写し ・基準月 2025年1月から同年12月までのいずれかの月 ・対象月 2026年1月から同年6月までのいずれかの月 ※電気料のうち、北海道電力の契約を対象とする場合は、対象月（2026年） の支払が確認できるもの（口座振替の写し等）の提出のみで可とします。	○	○
本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）		○
通帳の写し	○	○
宣誓・同意書（町様式）	○	○

※確定申告書、決算書、損益決算書については、令和7年のものをご用意ください

※ の書類について、以下の支援金を申請している場合は提出を省略できます。

（「本人確認書類の写し」、「通帳の写し」については、変更がない場合に限る）

- ・令和5年度 奈井江町町内事業者価格高騰対策支援金事業
- ・令和7年度 奈井江町町内事業者価格高騰対策支援金事業

※詳細については町ホームページ、または、表面の「問い合わせ・申請先」までご確認願います。

## 奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金申請書

令和 年 月 日

奈井江町長 様

以下のとおり、奈井江町事業者物価高騰対策支援給付金の給付を申請します。

申請者の種別・所在地 (住所)等	フリガナ 法人名又は屋号													
		代表者役職												
	フリガナ 代表者名	姓											名	
		法人番号												
	<input type="checkbox"/> 法人	本社・本店所在地	〒											
		町内事業所等所在地	<input type="checkbox"/> 同上 〒											
<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者等の自宅住所	〒												
	町内事業所等所在地	<input type="checkbox"/> 同上 〒												
	生年月日	西暦			年	月	日							
担当者 (部署・職名・氏名)	部署名 職名											フリガナ 氏名	姓	名
連絡先	E-mail	@												
	固定電話											携帯電話		
事業概要	従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金						円		
	設立年月日	西暦			年	月	日	決算月 ※法人の場合					月	
	主な 事業内容													

## 【口座振替の申し出】

奈井江町から支払われる事業者物価高騰対策支援給付金については、下記による口座振替払いを申し出ます。

口座振替の申し出	金融機関	銀行	店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)						
		信用金庫 信用組合 協同組合	本店支店	普通・当座							
	口座 カナ名義	(カタカナ)									

※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。

※ 口座名義人(カナ)については、通帳の見開きページより記載してください。

(注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)

(注) 裏面にも記載事項があります。

申請する資材等	選択	<input type="checkbox"/> 資材・仕入・燃料費	品名 ※2			購入 単位 ※3			仕 訳 ※4			
			単価の比較									
			基準月 (単位当たりの価格：円)					対象月 (単位当たりの価格：円)				
			2025.01		2025.07		2026.01					
			2025.02		2025.08		2026.02					
			2025.03		2025.09		2026.03					
			2025.04		2025.10		2026.04					
			2025.05		2025.11		2026.05					
		2025.06		2025.12		2026.06						
		※該当する月に資材等の単価を記載					※該当する月に資材等の単価を記載					
		<input type="checkbox"/> 電気料	契約先 ※5			契約種別 ※6			仕 訳 ※4			
			単価の比較									
			基準月 (単位当たりの価格：円)					対象月 (単位当たりの価格：円)				
			2025.01		2025.07		2026.01					
2025.02			2025.08		2026.02							
2025.03			2025.09		2026.03							
2025.04			2025.10		2026.04							
2025.05			2025.11		2026.05							
2025.06		2025.12		2026.06								
※北電以外は、提出する請求書等の月の単価を記載					※北電以外は提出する請求書等の月の単価、北電の場合は「○」を記載する。							

- ※2 請求書、濃飛運所、領収書などに記載されている品名を記入してください。
- ※3 資材等で単価を比較できる購入単位を記入してください。(例：個、リットル、㎡など)  
(請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。)
- ※4 損益計算書(所得税申告決算書類、法人決算書類)に記載されている仕訳先(科目)を記入してください。  
(例：販管費、水道光熱費、動力光熱費など)(経費に計上されていない燃料費や電気料は、対象にできません。)
- ※5 電気契約の契約先を記入してください。(例：北海道電力など)
- ※6 検針票等に記載された電気契約の種別を記入してください。(例：従量電灯B、低圧電力、農事用電力(〇〇用)など)

 **提出書類チェックリスト** ※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input type="checkbox"/> 確定申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input type="checkbox"/> 損益計算書(収支内訳書)
<input type="checkbox"/> 請求書等	<input type="checkbox"/> 通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)	
<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書		

 **特例事項チェックリスト** ※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 連結納税	<input type="checkbox"/> 法人成り	<input type="checkbox"/> 新規開業・創業
<input type="checkbox"/> 事業承継(死亡)		

# 奈井江町 事業者物価高騰対策支援給付金申請書

令和 年 月 日

奈井江町長 様

以下のとおり、奈井江町事業者物価高騰対策支援給付金の給付を申請します。

申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルマルマル												
	法人名又は屋号	株式会社 ●●●●												
	代表者役職	代表取締役												
	フリガナ	マルマル					マルマル							
	代表者名	姓	●●				名	●●						
	申請者の種別・所在地 (住所)等	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●										
本社・本店所在地			〒●●●●-●●●● 奈井江町字奈井江●●●番地											
町内事業所等所在地			<input checked="" type="checkbox"/> 同上 〒											
<input type="checkbox"/> 個人事業者		個人事業者等の自宅住所	〒											
		町内事業所等所在地	<input type="checkbox"/> 同上 〒											
		生年月日	西暦 年 月 日											
担当者 (部署・職名・氏名)	部署名 職名	●●課				フリガナ 氏名	姓	マルマル ●●			名	マルマル ●●		
連絡先	E-mail	●●●●●●.●●●●●●@●●●●●●.co.jp												
	固定電話	0125-●●●-●●●●●●				携帯電話	0●●0-●●●●●●-●●●●●●							
事業概要	従業員数	正社員 ● 人	パート アルバイト	人		資本金・出資金	●●,●●●,●●●● 円							
	設立年月日	西暦 ●●●●年●●月●●日				決算月 ※法人の場合	● 月							
	主な事業内容	●●●の製造・販売												

【口座振替の申し出】

奈井江町から支払われる事業者物価高騰対策支援給付金については、下記による口座振替払いを申し出ます。

口座振替の申し出	金融機関	●● 銀行	店名	●● 支店	預金種目	普通	口座番号 (右詰めで記入)				
	口座カナ名義	(カタカナ) ●●●●●●●●●●●●●●●●									

- ※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。
- ※ 口座名義人(カナ)については、通帳の見開きページより記載してください。
- (注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。
- ※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)
- (注) 裏面にも記載事項があります。

申請する 資材等	選 択	<input checked="" type="checkbox"/> 資材 <input type="checkbox"/> 入・燃料費 <input checked="" type="checkbox"/> 電気料	品名※2	セメント		購入単位※3	リットル	仕訳※4	売上原価					
			単価の比較											
			基準月 (単位当たりの価格：円)				対象月 (単位当たりの価格：円)							
			2025. 01				2025. 07		16,000円		2026. 01			
			2025. 02				2025. 08				2026. 02			
			2025. 03				2025. 09				2026. 03		18,000円	
			2025. 04				2025. 10				2026. 04			
			2025. 05				2025. 11				2026. 05			
			2025. 06				2025. 12				2026. 06			
			※該当する月に資材等の単価を記載						※該当する月に資材等の単価を記載					
契約先※5	①北海道電力 ②〇〇電気		契約種別※6	①業務用電力(一般) ②△△オトクプラン			仕訳※4	販管費 (光熱水費)						
単価の比較														
基準月 (単位当たりの価格：円/kwh)				対象月 (単位当たりの価格：円/kwh)										
2025. 01		② 40円/kwh		2025. 07				2026. 01		① 〇				
2025. 02				2025. 08				2026. 02						
2025. 03				2025. 09				2026. 03		② 45円/kwh				
2025. 04				2025. 10				2026. 04						
2025. 05				2025. 11				2026. 05						
2025. 06				2025. 12				2026. 06						
※北電以外は、提出する請求書等の月の単価を記載						※北電以外は提出する請求書等の月の単価、北電の場合は「〇」を記載する。								

- ※2 請求書、濃飛運所、領収書などに記載されている品名を記入してください。
- ※3 資材等で単価を比較できる購入単位を記入してください。(例：個、リットル、㎡など)  
(請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。)
- ※4 損益計算書(所得税申告決算書類、法人決算書類)に記載されている仕訳先(科目)を記入してください。  
(例：販管費、水道光熱費、動力光熱費など)(経費に計上されていない燃料費や電気料は、対象にできません。)
- ※5 電気契約の契約先を記入してください。(例：北海道電力など)
- ※6 検針票等に記載された電気契約の種別を記入してください。(例：従量電灯B、低圧電力、農事用電力(〇〇用)など)

 **提出書類チェックリスト** ※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 損益計算書(収支内訳書)
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書等	<input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)	
<input checked="" type="checkbox"/> 宣誓・同意書		

 **特例事項チェックリスト** ※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 連結納税	<input type="checkbox"/> 法人成り	<input type="checkbox"/> 新規開業・創業
<input type="checkbox"/> 事業承継(死亡)		

## 様式2

### 宣誓・同意書

奈井江町事業者物価高騰対策支援給付金（以下「物価高騰対策支援給付金」という。）の申請に際し、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から12までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに町に物価高騰対策支援給付金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること。
- 2 申請書に記載した申請者の情報、申請内容、証拠書類等及び申請特例の内容（以下「申請者の基本情報等」という。）に虚偽のないこと。
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること。

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、奈井江町の物価高騰対策支援給付金の給付の申請から、物価高騰対策支援給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- 1 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
  - 4 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 4 物価高騰対策支援給付金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
  - 5 次の書類を電磁的記録等により5年間保存すること。
    - ・要領に定める確定申告書、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳
    - ・請求書等の原材料・資材等の単価を確認できる書類
  - 6 町の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること。
  - 7 町が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
  - 8 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず物価高騰対策支援給付金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に

虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない物価高騰対策支援給付金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、価格高騰対策支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。

- 9 提出した基本情報等が物価高騰対策支援給付金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために町が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び物価高騰対策支援給付金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために町が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること。
- 10 申請書に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、保健所、北海道等)の求めに応じて町が情報を提供することに同意すること。
- 11 奈井江町の担当者が町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道使用料の納付状況について、申請者の情報を閲覧することに同意すること。
- 12 要綱に従うこと。

令和 年 月 日

奈井江町長 様

所在地

名称

代表者名



※本人が署名した場合は、押印不要です。